

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の改正(令和元年6月14日)を受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント:主な項目に対する取組を整理。赤字が改正後の取組。】

主な項目		品確法・基本方針・運用指針	官庁営繕の取組
業務発注段階	① 予定価格の適正な設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履行の実態等を的確に反映した積算を行う</li> <li>・最新の業務履行の実態等を踏まえて積算基準を見直す</li> </ul>	○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」制定(H21.4、R6.1改定)
	② ダumping受注の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する</li> </ul>	○「低入札価格調査基準」設定(H19.4～)
	③ 履行時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る</li> </ul>	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10) <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な履行期間の設定</li> <li>・履行時期の平準化と適切な業務発注</li> </ul>
	④ 適正な履行期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> </ul>	
	⑤ 適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式により技術提案を求める</li> <li>・若手技術者の登用等も考慮する</li> </ul>	○原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用(H6.6～)(※) ○「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(H27.11版、R5.3改定) ○「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5) ○若手技術者の配置促進の取組の試行(R1.7～)
業務履行段階	⑥ 条件明示と適切な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に設計条件を明示する</li> </ul>	○「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定(H27.3、R3.3改定)
	⑦ 履行状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要と認められるときは、設計仕様書の変更及びこれに伴い必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う</li> <li>・履行状況の確認を適切に実施する</li> <li>・確認にあたっては、ウイークリースタンス(休日明け日を依頼の期限日にしない等)の取組による現場環境改善に留意する</li> </ul>	○「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」作成(R2.3) ○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10)[再掲] <ul style="list-style-type: none"> <li>・手戻り防止のための設計業務プロセス管理</li> <li>・業務環境の改善と生産性向上</li> </ul>
	⑧ 情報通信技術(ICT)を活用した生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIM/CIMや三次元データを積極的に活用するとともに、情報共有システム等の活用の推進に努める</li> </ul>	○原則として全ての新築設計業務及び新築工事にEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行(R5.4～) ○「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」及び「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」の改定(R6.3)
発注者間の連携	⑨ 業務実績及び成績評価結果の相互活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績等についてはPUBDIS等を積極的に活用し、発注者間での情報共有に努める</li> <li>・業務成績評価については、評価結果の発注者間の相互利用を促進する</li> </ul>	○PUBDISによる業務実績及び成績評価結果のデータベース化と発注者間での情報共有(H7～(評価結果はH24～)) ○成績評価の標準化と評価結果の相互利用の促進(H24～)
	⑩ 発注者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める</li> </ul>	○「発注者支援業務事例集」作成(H19.5、最終更新H30.5) ○「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成(R1.6)

※赤字は品確法改正R1.6.14以降の取組

(参考)「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」(R3.8.30総務省、文部科学省、国土交通省)において、「新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討されたい。」と記載されている。